

証券取引等監視委員会による勧告事案について

本日、証券取引等監視委員会から、株式会社レオパレス21（東京都中野区 社長：宮尾 文也、以下「当社」）に所属する社員からの情報受領者に対して、金融商品取引法違反（内部者取引規制違反）の事実が認められたとして、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されました。

当社及び当社社員による金融商品取引法等の違反には該当しなかったものの、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご心配をおかけし深くお詫び申し上げます。

当社では、これまで「インサイダー取引規程」を制定・改訂するとともに、定期的に教育・研修等を実施するなど、内部者取引の未然防止に向けた施策に取り組んでまいりました。そのような中、今回の事態が発生したことを厳粛に受け止め、今後、情報管理体制の更なる強化や内部者取引の未然防止の徹底に取り組み、再発防止に努めてまいります。

<本件に関するお問い合わせ>

オーナー様	フリーコール	0120-082-991	(受付：10:00-18:00 定休日 当社指定休日)
入居者様	サービスセンター	0570-006-021	(受付：10:00-18:30)
株主様	I R 課	050-2016-2907	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)
報道機関様	広報課	03-5350-0445	(受付：9:00-18:00 定休日 土日祝)